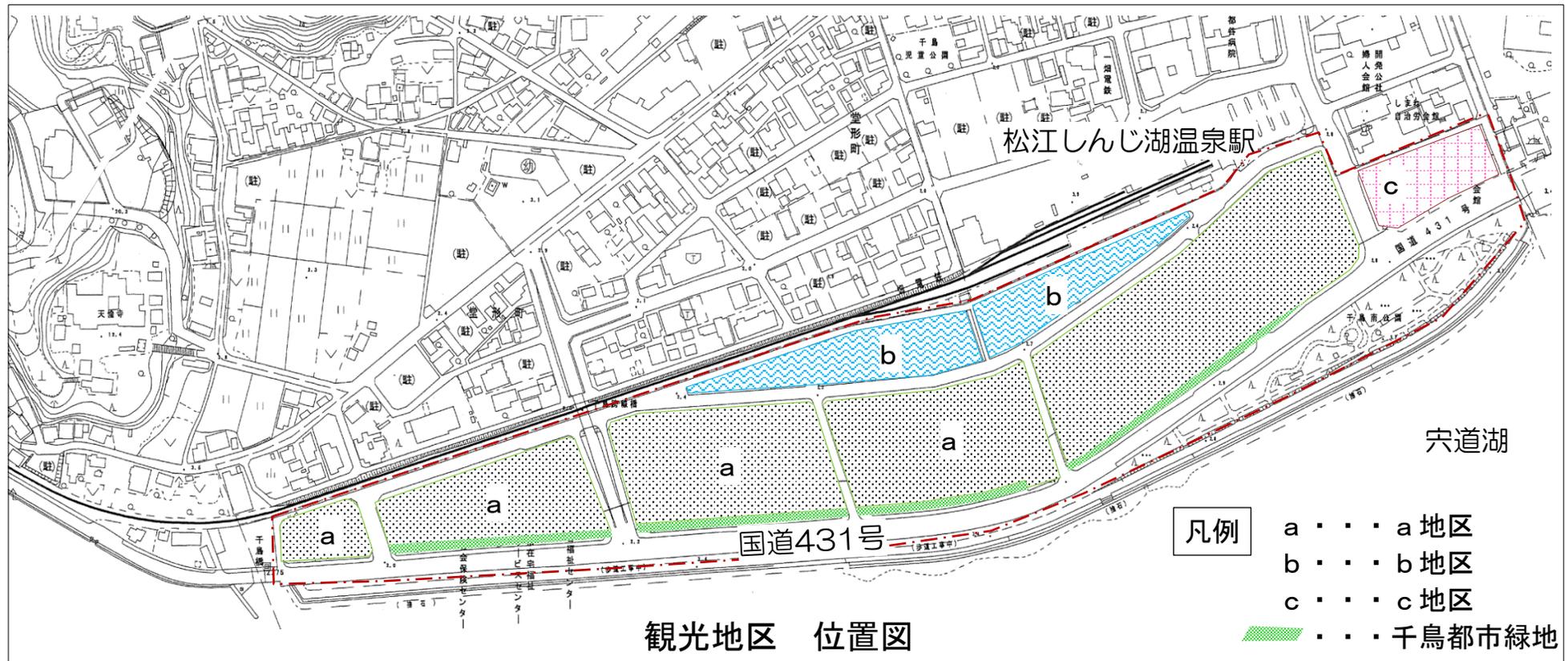


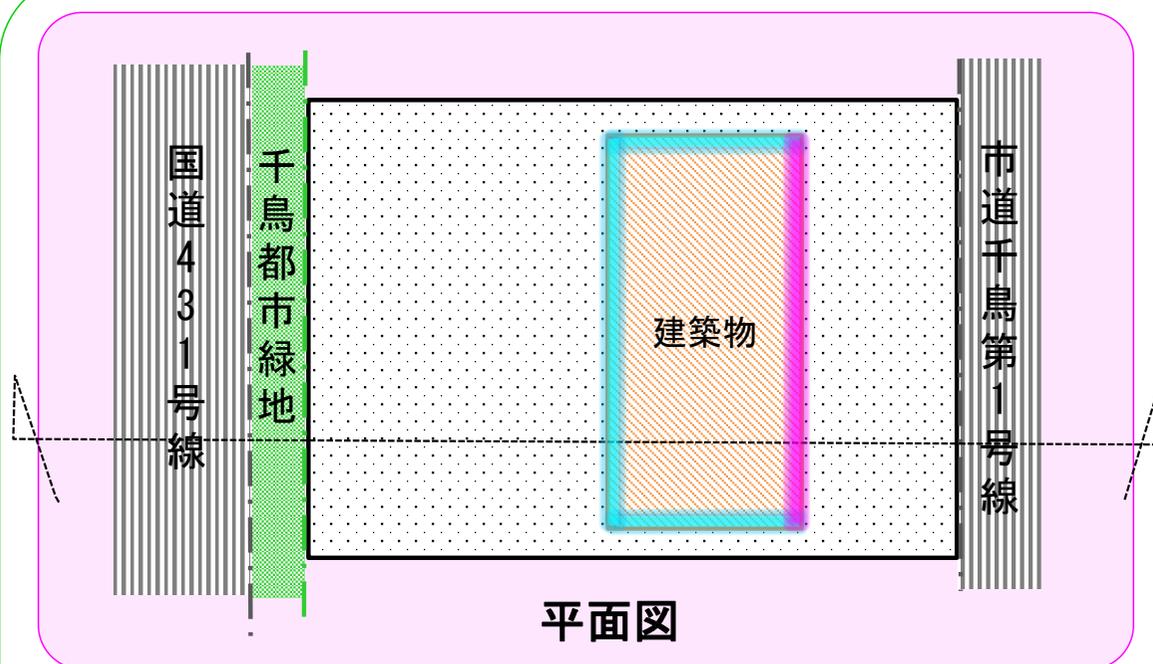
松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例 取扱基準等・許可基準

施行日：令和3年12月14日（令和3年度第1回観光地区建築審査会承認済）

条例第4条の別表第1(あ)欄a地区(い)欄(1)にある「共同住宅、寄宿舍又は下宿（一般国道431号又は千鳥都市緑地に面して建築する場合は、一般国道431号から高さ7メートル以上に設けるものを除く。その他の場合においては、一般国道431号から高さ3メートル以上に設けるものを除く）」について【用語の定義】、【取扱基準】、【許可基準】を、次のとおり定める。



【用語の定義】

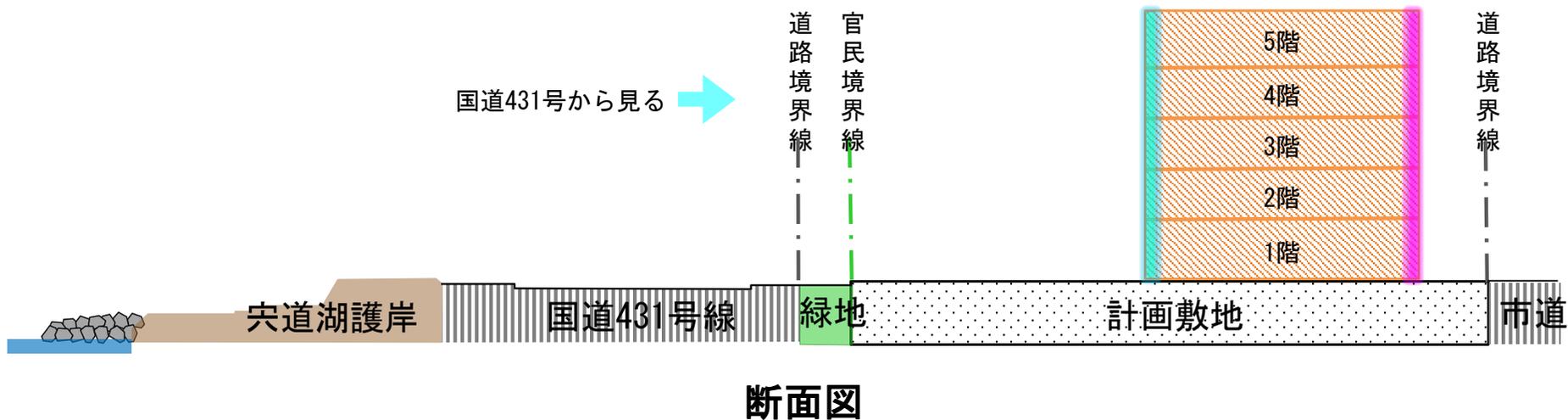


『面する』の定義

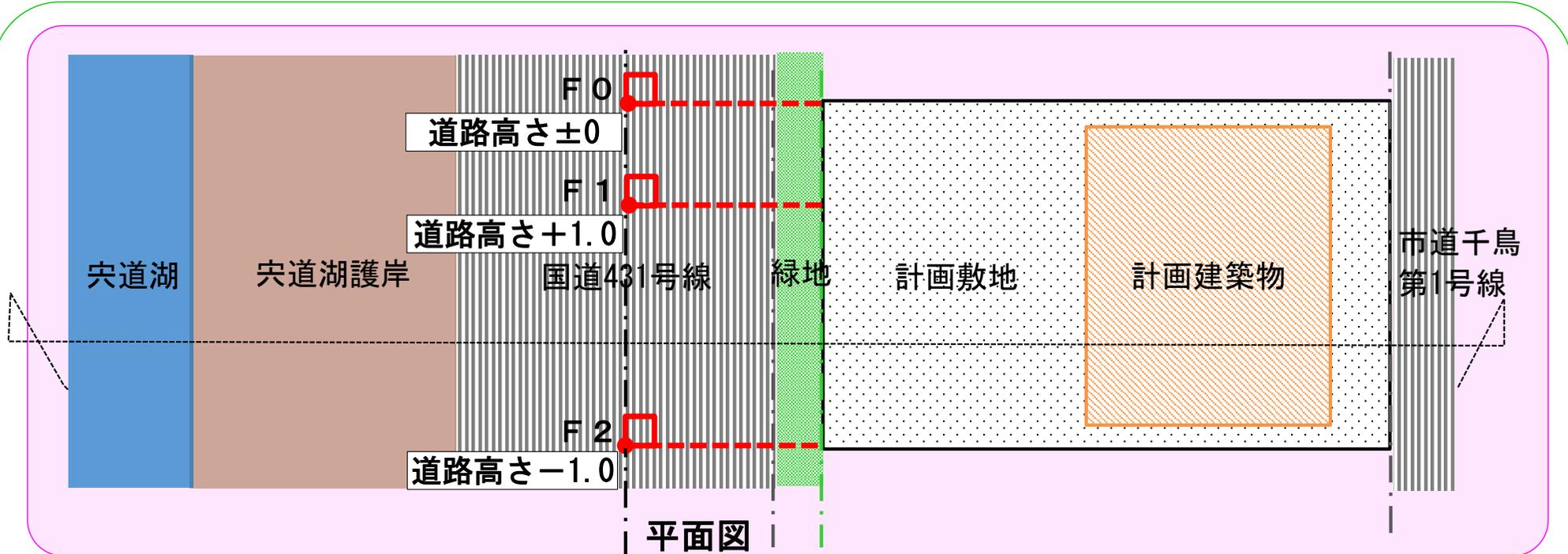
国道431号線又は千鳥都市緑地から観光地区a地区内の建築物を見たときに見える部分とする。

『その他の場合』の定義

上記以外の部分とする。

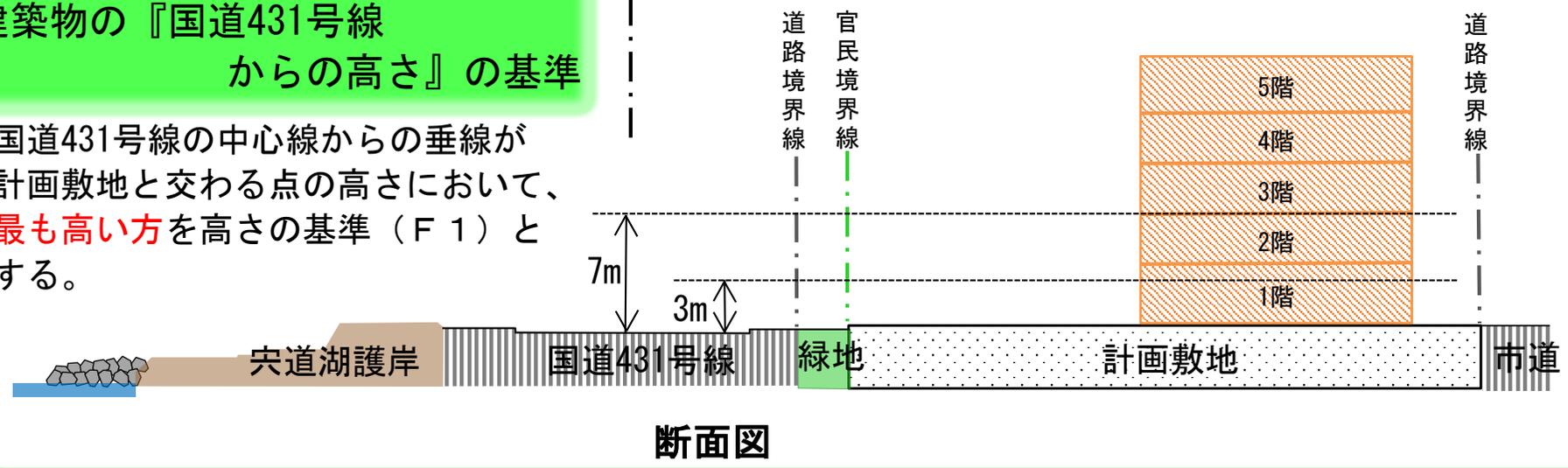


【取扱基準】



建築物の『国道431号線からの高さ』の基準

国道431号線の中心線からの垂線が計画敷地と交わる点の高さにおいて、最も高い方を高さの基準（F1）とする。



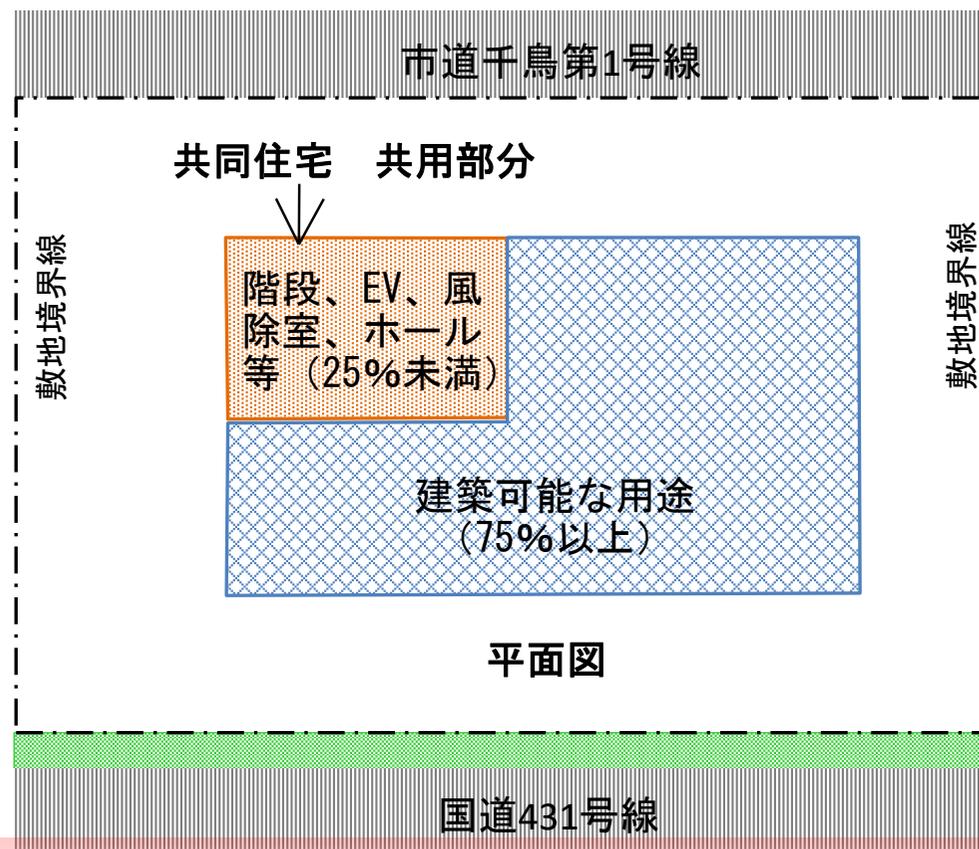
【許可基準】

共同住宅等の共用部分について

各住戸へ至る動線を確保するため、階段やエレベーター（EV）など最小限度の共用部分は認めざるを得ない。

共同住宅等の 共用部分として認める規模

制限されている高さまでに共同住宅等を設置する場合、その階の床面積の75%以上を建築可能な用途とし、共用部分は25%未満に抑えるものとする。



なお、この許可基準は条件のひとつとして定めるものであり、許可の可否は、個々の事案について、観光の利便上必要であること、観光地区の環境を害するおそれがないこと又は公益上やむを得ないことを確認し、総合的に判断するものとする。

※本基準は、b地区においても同様とする。